

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（基盤整備促進事業 立馬地区）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

土地改良事業（基盤整備促進事業 立馬地区）の施行により本市と曾於市の市境が変更されたことに伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

(別紙)

(基盤整備促進事業 立馬地区)

変更後		左に包括される区域		
大字名	字名	大字名	字名	地番
福山町 佳例川	岩穴	大隅町 坂元	遠目塚	365-2、366-3、366-4、368-2及び371-4
				上記の区域に介在する水路である市有地の全部